



環政第1486号
令和3年2月2日

宮古島市長 殿

沖縄県知事
玉城 康裕



宮古島市ごみ処理施設整備に係る環境影響評価事後調査報告書について

令和2年9月7日付け宮生環第612号で送付されたみだしの事後調査報告書について、
沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第39条第1項の規定により、別
添のとおり環境の保全について適正な配慮がなされるための措置を講ずるよう求めます。

宮古島市ごみ処理施設整備に係る環境影響評価事後調査報告書に対する環境保全措置要求

宮古島市ごみ処理施設整備に係る事後調査については、本事後調査報告書において、すべて終了するとしているが、事後調査終了後も、以下の事項について、引き続き適切に対応すること。

1 環境保全措置について

陸域生物に係る環境保全措置をはじめ、継続して実施するとしている環境保全措置については、環境状況の変化を踏まえ必要に応じて適宜見直しを行い、引き続き、施設及び周辺環境の維持管理に努め、環境の保全に十分配慮すること。

2 緑化計画について

緑化は、周辺景観との連続性の確保、動物の生息環境の回復など、景観や生態系の保全に必要な措置であることから、緑化計画については、安定した緑化の形成に向け、以下の事項に考慮し、今後も継続的に改善を図ること。

- (1) 事業地南側の法面の緑化については、アマミヅタを法面下部に植栽し、オオイタビについても法肩部上部及び小段部等へ植栽したとしているが、令和2年11月12日に県が実施した現地調査の際、枯死等により未だ定着していない状況を確認した。については、法面緑化に当たっては、ポット苗による植栽等の植栽手法に係る検討、工夫を行い、長期的に安定した良好な緑化の形成に努めること。なお、法面緑化の検討に当たっては、法面の構造耐久性に係る土木技術の観点からの必要な調整等も踏まえ、検討すること。
- (2) 搬入路沿道の緑化については、現在、外来種であるコバノナンヨウスギが植栽されているが、今後、緑化の見直しを検討する場合に当たっては、ヤエヤマヤシ等の高木の在来種による植栽についても検討すること。併せて、周辺緑地との調和や施設自体の人為的景観による影響の低減を図るため、施設内園地や駐車場構内等においても同様に高木の在来種による緑化を検討すること。
- (3) 外壁やフェンス等におけるプランターによる植栽については、当該区域の良好な景観の形成に向けて、壁面・フェンス高さまである灌木（中低木）植栽とし、プランター素材にも統一感を持たせるよう検討すること。